

周南市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準  
を定める条例及び周南市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準  
を定める条例の一部を改正する条例制定について

周南市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条  
例及び周南市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改  
正する条例を次のように定める。

令和5年2月21日 提出

周南市長 藤 井 律 子

周南市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準  
を定める条例及び周南市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準  
を定める条例の一部を改正する条例

(周南市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定め  
る条例の一部改正)

第1条 周南市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定  
める条例（平成26年周南市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第9条を次のように改める。

第9条 削除

第15条中「から第11条まで」を「、第8条、第10条及び第11条」に改める。

第2条 周南市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定  
める条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第6条第1項第3号中「第25条」を「第25条第1項」に改め、同項第4号中「厚生  
労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第13条第2項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改める。

第14条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

(周南市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第3条 周南市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年周南市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第9条を削り、第10条を第9条とし、第11条を第10条とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

(参 考)

周南市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例新旧対照表（第1条の改正）

現行	改正案
<p><u>（懲戒に係る権限の濫用禁止）</u></p> <p><u>第9条 特定教育・保育施設（幼保連携型認定こども園及び保育所に限る。以下この条において同じ。）の長たる特定教育・保育施設の管理者は、教育・保育給付認定子どもに対し児童福祉法第47条第3項の規定により懲戒に関しその教育・保育給付認定子どもの福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。</u></p> <p>（準用）</p> <p>第15条 第7条から第11条までの規定は、特定地域型保育事業について準用する。</p>	<p><u>第9条 削除</u></p> <p>（準用）</p> <p>第15条 第7条、第8条、第10条及び第11条の規定は、特定地域型保育事業について準用する。</p>

周南市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例新旧対照表（第2条の改正）

現行	改正案
<p>（あっせん、調整及び要請に対する協力）</p> <p>第5条（略）</p> <p>2 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、<u>法第19条第1項第2号</u>又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条第3項（同法第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。</p> <p>（特定教育・保育の取扱方針）</p> <p>第6条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>（1）・（2）（略）</p> <p>（3） 幼稚園 幼稚園教育要領（学校教育法（昭和22年法律第26号）<u>第25条</u>の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の教育内容に関する事項をいう。）</p> <p>（4） 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の規定に基づき保育所</p>	<p>（あっせん、調整及び要請に対する協力）</p> <p>第5条（略）</p> <p>2 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、<u>法第19条第2号</u>又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条第3項（同法第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。</p> <p>（特定教育・保育の取扱方針）</p> <p>第6条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>（1）・（2）（略）</p> <p>（3） 幼稚園 幼稚園教育要領（学校教育法（昭和22年法律第26号）<u>第25条第1項</u>の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の教育内容に関する事項をいう。）</p> <p>（4） 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の規定に基づき保育所</p>

現行	改正案
<p>における保育の内容について<u>厚生労働大臣</u>が定める指針 2 (略)</p> <p>(あっせん、調整及び要請に対する協力)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、法<u>第19条第1項第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第24条第3項(同法第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。</p> <p>(特定地域型保育の取扱方針)</p> <p>第14条 特定地域型保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について<u>厚生労働大臣</u>が定める指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。</p>	<p>における保育の内容について<u>内閣総理大臣</u>が定める指針 2 (略)</p> <p>(あっせん、調整及び要請に対する協力)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、法<u>第19条第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第24条第3項(同法第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。</p> <p>(特定地域型保育の取扱方針)</p> <p>第14条 特定地域型保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について<u>内閣総理大臣</u>が定める指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。</p>

周南市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表（第3条の改正）

現行	改正案
<p><u>（懲戒に係る権限の濫用禁止）</u></p> <p><u>第9条</u> 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し法第47条第3項の規定により懲戒に関しその利用乳幼児の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。</p> <p>（秘密保持等）</p> <p><u>第10条</u> （略）</p> <p>（委任）</p> <p><u>第11条</u> （略）</p>	<p>（秘密保持等）</p> <p><u>第9条</u> （略）</p> <p>（委任）</p> <p><u>第10条</u> （略）</p>